

主 文

被告人ら3名はいずれも無罪。

理 由

1 本件公訴事実の要旨

5 本件公訴事実は、被告人ら3名及び分離前の相被告人Dは、いずれも、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律により、大阪府公安委員会から、令和6年4月7日から同年7月6日までの間、警戒区域を大阪市の区域と定めて特定抗争指定暴力団等に指定された指定暴力団Eの傘下組織であるFの幹部構成員であるが、共謀の上、法定の除外事由がないのに、令和6年6月11日、警戒区域
10 内の大阪市（以下省略）G号室にある同会の事務所に立ち入った、というものである。

2 事案の概要及び争点等

証拠によれば、被告人ら3名及びDは、いずれも、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律により、大阪府公安委員会から、令和6年4月7日から同
15 年7月6日までの間、警戒区域を大阪市の区域と定めて特定抗争指定暴力団等に指定された指定暴力団Eの傘下組織であるFの幹部構成員であり、令和6年6月11日、G号室に立ち入ったと認められる。

本件の争点は、①本件当時、G号室が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「法」という。）15条の3第2項にいうFの「事務所」であつ
20 たか、②被告人らにG号室が「事務所」であるとの故意及び事務所への立ち入りについて共謀があったかである。

当裁判所は、本件当時、G号室が法15条の3第2項の「事務所」であることについて、合理的疑いが残ると判断したので、以下説明する。

3 法15条の3第2項の「事務所」について

25 法は、「第三章 対立抗争時の事務所の使用制限等」の章において、15条で対立抗争時の指定暴力団等の「事務所（暴力団の活動の拠点となっている施設又は

施設の区画された部分をいう。…」の使用制限を、15条の2で特定抗争指定暴力団等の指定を、15条の3で特定抗争指定暴力団等の指定暴力団員等の禁止行為を定めている。そして、15条の3第2項本文は、特定抗争指定暴力団等の指定暴力団員に対し、警戒区域（対立抗争に係る凶器を使用した暴力行為により人の生命又は身体に重大な危害が加えられることを防止するため特に警戒を要する区域として定められた区域。15条の2第1項）内に在る事務所への立ち入りを禁止している。

法がまず15条1項において、対立抗争が発生した場合において、当該事務所が、当該対立抗争に関し、当該対立抗争に係る指定暴力団等の指定暴力団員により同条項各号に掲げる用に供されており、又は供されるおそれがあり、これにより付近の住民の生活の平穏が害されており、又は害されるおそれがあると認めるときは、当該事務所の使用制限を命ずることができるとし、各号として、「多数の指定暴力団員の集合の用（1号）」、「当該対立抗争のための謀議、指揮命令又は連絡の用（2号）」、「当該対立抗争に供用されるおそれがあると認められる凶器その他の物件の製造又は保管の用（3号）」を定めていることからすると、15条の3第2項において、暴力団員にその立ち入りが禁止される「事務所」、すなわち、当該暴力団の活動拠点となっている施設であるかどうかは、当該施設が上記各号に掲げる用に供されており、又は供されるおそれがあるかなども考慮要素の一つとするのが相当である。

20 4(1) 関係各証拠によれば、次の事実が認められる。

ア F組員（若中）であるHは、令和元年春頃から、借主であるIから又借りして、G号室に住んでいた。

イ G号室の間取りは、1K（14畳の洋室及びキッチン）であった。

ウ 大阪市（以下省略）所在のFの事務所（以下「本部事務所」という。）は、F会長Jの居宅に併設しており、G号室とは直線距離で約100メートルの距離であった。

エ Eは、令和2年1月7日、警戒区域を大阪市の区域と定めて特定抗争指定暴力団等に指定され（法15条の2第1項。）、以後、継続的に同指定期限が延長され、これにより、F組員は、本部事務所に立ち入ることができなくなった（法15条の3第2項）。本部事務所出入口には、上記指定を受けている旨を告知する標章が貼り付けられていた（法15条の2第5項。）。

(2) 本件前後のG号室へのF組員の出入り、滞留状況等

検察官は、令和6年4月23日（以下、年の記載のない日付は令和6年を指す。）から6月25日までの間、Fの幹部である被告人ら3名及びDを含むF組員11名及び準構成員1名が、少なくとも延べ217回にわたりG号室に出入りし、複数名が数時間滞在することも多かったことからすると、G号室は、組員らがJからの呼出や抗争等の有事の際に備え、直ちにJ方に赴くことができるよう待機する拠点ないし組織としての連絡拠点として利用されていたことが強く推認される、4月3日から同月27日までの間に、概ね3日に1回程度の頻度で、複数の組員がG号室とJ方の往復を繰り返していたこともこれを裏付ける旨主張する。

しかし、検察官が主張する上記217回には、G号室に住んでいたHの出入りもカウントされている。また、H以外の組員について、4月3日から本件当日である6月11日の前日まででみると、4月中は事務局長であるK、若中であるL、Mが、5月前半は若中であるN、Lが、5月後半は、K、Mが、6月前半はLが多く、十数日おきに特定の平組員2、3名に偏っており、幹部組員（若頭、本部長、副本部長、若頭補佐）の出入りは延べ19回と少ない。4月3日から6月25日までの間で、被告人ら3名及びDが同一日にG号室に出入りしているのは本件当日が1回目である。Hは、公判廷で、当初は本部事務所に寝泊まりしていたが、住む部屋が欲しいと思い、令和元年春頃から、紹介によりG号室を又借りした旨述べており、同内容が不自然とはいえない。Hが、本部事務所の使用が制限された令和2年1月7日より前からG号室に住んでい

たことにも照らし、遠方から来る組員がその滞在期間中寝泊まり等していた旨の、H及びKの各証言、各被告人らの公判供述が不自然ともいえず、十数日おきに特定の平組員2、3名に偏っている上記出入りの態様ともそれなりに整合している。Kは、公判廷で、本件当時、東京を本拠地として東京と大阪を行き来しながら、組の事務作業を担うとともにJ宅の掃除や犬の散歩をしていた、ほかにJ宅の掃除や犬の散歩をしていたのはHとLであった旨述べており、同
5
内容が不自然とはいえない。そうすると、4月3日から同月27日までの間に、Hが他の組員とともに雑用のためG号室とJ宅を往来することがないとはいえない。被告人らはいずれも、公判廷で、4人までの人数制限に反しないよう、
10
大阪市内では5人以上で集まらないようにしていた旨述べており、証拠からも、G号室に一度に5人以上が集合した日時があったとは認められず、組員らが「多数の…集合」(法15条1項1号)とならないよう注意を払っていた様子がみてとれる。

他方、1度に入室するのは4人までであったとしても、本件当日以降、G号室の搜索差押えがされた6月25日まで、幹部職員を含めた組員らのG号室への出入りは急激に増えている。G号室への出入りは全て、時間つぶし、喫茶店代わりであるという被告人らの各公判供述、H及びKの各証言はにわかには信用しがたいものの、時間つぶしの出入りもなかったとはいえない。また、組員の居宅が暴力団の活動拠点に流用されているかが問題となっている本件においては、活動拠点となっているというためには一定程度活動の継続性を要するとい
15
うべきところ、本件当日後からの約2週間の組員らの出入りの急増をもって活動拠点に至っていると評価できるかも問題となるし、そもそも急増したのは本件当日後であり、これが本件時すでに活動拠点であったことを推認させる程度は弱いというべきである。

G号室で対立抗争のための謀議、指揮命令又は連絡(法15条1項2号)等
25
がなされていたことを示す客観証拠(携帯電話のメッセージ等)は存在しない

ことにも照らし、G号室への組員らの出入りの状況から直ちに同室がFの活動拠点であったということはできない。

なお、検察官は、6月25日の搜索差押えの際にHが説明した内容をいうが、甲8号証の同説明部分は被告人Cとの関係では不同意であって証拠でなく、また、同説明についてHの証言も存在しない。

(3) 令和6年6月25日の搜索差押え時にG号室に置かれていた物品の内容、数量等

検察官は、G号室には、6月25日の搜索差押え時、①洋室中央のテーブル上に、令和6年6月の消印のある他の暴力団組織から本部事務所宛に送付されたJ宛またはF宛の封書や葉書が多数置かれ、その内容は、就任・引退通知、挨拶状、破門状、除籍状等、他の暴力団組織の組事に関するものであったこと、テーブルの下に、令和6年度E住所録、J名の暑中見舞い状が複数置かれていたこと、洋室南西側カウンター下の床上に置かれた木箱の中には、他の暴力団組織宛に作成済みの封書多数と、令和6年の印刷済みのJ名の暑中見舞い状が4箱あったことからすると、G号室で、他の暴力団組織からF宛ての書状を保管するとともに、組員らが他の暴力団組織宛ての季節の挨拶状の作成及びその準備をしていたと推認できる、②Fの会費に関する物品、Eの代紋入りバッジ、本部事務所のものと思料される鍵、盃、E全体の電話一覧表、防弾チョッキなどが多数発見され、これらはFの活動それ自体に関連する重要な物品であり、本部事務所から運び込まれたものである、また、多数の人間が出入りしていたことを裏付けるサイズの異なる靴20足以上、多数の男性用の衣服が置かれてもおり、G号室がFの活動拠点として利用されていたとしか考えられない、③G号室に置かれていたノートパソコン(以下「本件ノートパソコン」という。)には、人名、暴力団組織の名称、暴力団組織内での役職を示す文字の入力履歴が多数残っており、本件ノートパソコンは、プリンター、A4コピー用紙、印字されたA4コピー用紙等と一緒に置かれていたことから、同室で本件ノートパソコン

を使って、組員らが暴力団組織に関する書状を作成していたことが推認される、また、本件当日、幹部である被告人ら3名及びDだけが同室にいた時間帯に、本件ノートパソコンが起動され、「O」「P」などの文字入力履歴があり、上記検索差押時にG号室にF組員「O」に係る絶縁状及び同組員「P」に係る破門状（それぞれA4用紙に印字されたもの）が発見されていることからすると、そのタイミングで偶然G号室内で被告人ら以外の者が前記文字入力を行ったとは考えられないから、被告人ら3名及びDは、G号室で組員の処分等組の活動に関して意思疎通を図り、同絶縁状及び同破門状に関する文字入力を本件ノートパソコンで行ったものと推認できる旨主張する。

しかし、③本件ノートパソコンに、本件当日（6月11日）の被告人ら3名及びDがG号室にいた時間帯に「O」「P」などの文字が入力された履歴があるとしても、ノートパソコンは持ち運びが容易なものであり、6月25日の検索差押時にG号室にあったからといって、その14日前である本件当日に同室にあったということはできない。同検索差押時に、G号室に「O」の絶縁状が印刷されたA4用紙1枚と「P」の破門状が印刷されたA4用紙2枚があったとしても、その元データファイルが本件ノートパソコンにあったとの証拠はなく、被告人C及び被告人Aは、公判廷で、絶縁状や破門状は印刷等業者に発注しており、なじみの業者がひな型を有していて、ノートパソコンで原案等を作ることではない旨、さらに被告人Cは、業者に絶縁者の氏名等の情報を伝えると、業者から見本のコピー用紙を見せられる旨述べていることからすると、本件ノートパソコンから上記A4用紙が印刷されたともいえない。FにおいてOの絶縁及びPの破門が決定された時期は不明であるし、本件ノートパソコンへの入力を必ずしも幹部組員が行うとはいえない。したがって、本件当日、被告人ら3名及びDのいずれかが本件ノートパソコンに「O」「P」などの文字を入力したと推認することはできない。

また、①J宛またはF宛の封書や葉書の保管、暑中見舞い状の作成やその準

備については、たしかに、本件当日以降、頻繁な組員らの出入りが続く6月25日の捜索差押時点の状況下では、G号室が活動拠点となっていることを推認させる事情といえる。しかし、封書や葉書の保管、挨拶状の作成及び準備は、破門、絶縁等、幹部組員らの意思決定を伴う重要人事に係る活動を示す資料等とは異なり、平組員が暴力団の活動拠点でない場所で単独でも行いうる事務作業

5 であること、本件当日後に組員らの出入りが急増した後の上記捜索差押時点の事情であることからして、その推認の程度は高くない。

さらに、②6月25日の捜索差押時にG号室にあったFに関連する物品の多くは、洋室北西角のクローゼット内に衣装ケース、クリアケース、段ボール箱に入れて置かれていたものである。クローゼット内に衣装ケース等に仕舞われているという置き方及びその物品の内容などに照らし、本部事務所が使用できなくなったので保管している旨のHの証言は不自然でなく、その保管をもってG号室が活動拠点であったことを推認させる程度は高くない。また、テーブルの上下等の物品については上記①に述べたとおりであり、茶色のショルダーバッグとその内容物については、本件当日にG号室にあったとはいえない。さらに、

10 多数の靴や洋服については、(2)で述べた組員の出入りの状況以上に特段、推認力が高い事情ということとはできない。

(4) そうすると、本件当日においてG号室がFの活動拠点であったことを推認させる事情は、G号室への組員の出入りの状況、捜索差押時に封書や葉書、暑中見舞状、F関連の物品があったことなどがあるが、いずれもその推認の程度が弱く、これらを組み合わせても、本件当日においてG号室がFの活動拠点であり、法15条の3第2項の「事務所」であったことについて、合理的疑いが残るといふべきである。

20

5 以上によれば、本件公訴事実につき、G号室が法15条の3第2項の「事務所」

25 であることについては合理的疑いが残り、犯罪の証明がないことになるから、刑事訴訟法336条により、被告人ら3名に対しいずれも無罪を言い渡すこととす

る。

(求刑 被告人ら 3 名につきいずれも懲役 1 年 6 月)

令和 8 年 3 月 1 2 日

大阪地方裁判所第 5 刑事部

5

裁判官 堀 河 民 与